

北九州市生物多様性戦略
(北九州市自然環境保全基本計画改訂版)
(案)

(概要版)

平成 22 年 10 月

北 九 州 市

北九州市生物多様性戦略の全体構成

<p>第1部 戦略策定の背景及び趣旨</p>	<p>【背景・趣旨・考え方】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="391 232 751 331"> <p>戦略策定の背景と基本的事項 背景、性格、目的、対象範囲、各主体の役割分担など</p> </td> <td data-bbox="751 232 1385 331"> <p>戦略の背景 国際的動向と国内の対応、北九州市の特性と動向（地域の概要、社会経済状況の変化）関連計画など</p> </td> </tr> </table>	<p>戦略策定の背景と基本的事項 背景、性格、目的、対象範囲、各主体の役割分担など</p>	<p>戦略の背景 国際的動向と国内の対応、北九州市の特性と動向（地域の概要、社会経済状況の変化）関連計画など</p>						
<p>戦略策定の背景と基本的事項 背景、性格、目的、対象範囲、各主体の役割分担など</p>	<p>戦略の背景 国際的動向と国内の対応、北九州市の特性と動向（地域の概要、社会経済状況の変化）関連計画など</p>								
<p>第2部 自然環境の現状と課題</p>	<p>【現状分析（現状と課題）】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="391 398 932 443"> <p>地形・地質 地形、地質の概況など</p> </td> <td data-bbox="959 398 1385 443"> <p>自然景観と自然とのふれあい</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 461 932 506"> <p>水環境 陸水域、沿岸域の概況など</p> </td> <td data-bbox="959 461 1385 506"> <p>自然環境保全のための法令指定状況</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 524 932 568"> <p>生物種 希少種、身近な生物、移入種など</p> </td> <td data-bbox="959 524 1385 568"> <p>土地利用における自然環境への配慮</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 586 932 645"> <p>生態系 陸域、陸水域、沿岸域生態系の概況、重要な生息・生育環境等</p> </td> <td data-bbox="959 586 1385 645"> <p>自然環境保全に関する課題のまとめ</p> </td> </tr> </table>	<p>地形・地質 地形、地質の概況など</p>	<p>自然景観と自然とのふれあい</p>	<p>水環境 陸水域、沿岸域の概況など</p>	<p>自然環境保全のための法令指定状況</p>	<p>生物種 希少種、身近な生物、移入種など</p>	<p>土地利用における自然環境への配慮</p>	<p>生態系 陸域、陸水域、沿岸域生態系の概況、重要な生息・生育環境等</p>	<p>自然環境保全に関する課題のまとめ</p>
<p>地形・地質 地形、地質の概況など</p>	<p>自然景観と自然とのふれあい</p>								
<p>水環境 陸水域、沿岸域の概況など</p>	<p>自然環境保全のための法令指定状況</p>								
<p>生物種 希少種、身近な生物、移入種など</p>	<p>土地利用における自然環境への配慮</p>								
<p>生態系 陸域、陸水域、沿岸域生態系の概況、重要な生息・生育環境等</p>	<p>自然環境保全に関する課題のまとめ</p>								
<p>第3部 自然環境保全の基本理念と基本目標</p>	<p>【理念と目標】</p> <p>基本理念 都市と自然との共生 ～都市のなかの自然・自然のなかの都市～</p> <p>5つの基本目標 多様な自然環境の保全 多様な生物の供給源である山地・河川・海的环境保全や希少種問題、里地里山問題、移入種問題への対応策について検討します。</p> <p>市民が育む自然 学校教育における自然環境に視点を当てた教育、市民への普及啓発の推進や自然環境に精通した人材の育成を図ります。</p> <p>身近に自然を感じる都市づくり 自然と調和した事業の実施を促進し、自然の恵みを生かしたうまいのある都市空間づくりを図ります。</p> <p>市民と自然とのふれあいの推進 緑、水辺、野鳥や昆虫等とのふれあいを増進するため、ふれあいの場に関する情報提供や市民啓発を行います。</p> <p>自然・生物に関する情報の整備 継続的な自然環境調査の実施や自然環境情報のデータベースの構築、活用を図ります。</p>								
<p>第4部 施策の方針・展開</p>	<p>【主要施策】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="391 1438 1385 1608"> <p>保全 地域固有の生態系の保全と利用 育成 自然環境に精通した人材の育成 創成 響灘・鳥がさえずる緑の回廊構想による響灘埋立地の緑の創成 利用 里地里山の持続的な利用 整備 自然環境調査の実施とデータベースの構築</p> </td> <td data-bbox="391 1626 863 1805"> <p>多様な自然環境の保全 【保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 希少動植物の保護・保全対策の検討 特定種に対する保護・保全対策 外来生物の対策と適正な管理など </td> <td data-bbox="895 1626 1385 1749"> <p>身近に自然を感じる都市づくり 【創成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境首都100万本プロジェクト 洞海湾の環境創造の推進 環境配慮指針の活用推進 など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1823 863 1928"> <p>市民が育む自然 【育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境サポーター育成事業 環境教育・学習の促進、普及啓発など </td> <td data-bbox="895 1767 1385 1850"> <p>市民と自然とのふれあいの推進 【利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人と野鳥が共存する環境づくり 農とのふれあいの場づくり など </td> <td data-bbox="895 1868 1385 1928"> <p>自然・生物に関する情報の整備 【整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> GISを用いた自然環境データベースの充実と細管理 など </td> </tr> </table>	<p>保全 地域固有の生態系の保全と利用 育成 自然環境に精通した人材の育成 創成 響灘・鳥がさえずる緑の回廊構想による響灘埋立地の緑の創成 利用 里地里山の持続的な利用 整備 自然環境調査の実施とデータベースの構築</p>	<p>多様な自然環境の保全 【保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 希少動植物の保護・保全対策の検討 特定種に対する保護・保全対策 外来生物の対策と適正な管理など 	<p>身近に自然を感じる都市づくり 【創成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境首都100万本プロジェクト 洞海湾の環境創造の推進 環境配慮指針の活用推進 など 	<p>市民が育む自然 【育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境サポーター育成事業 環境教育・学習の促進、普及啓発など 	<p>市民と自然とのふれあいの推進 【利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人と野鳥が共存する環境づくり 農とのふれあいの場づくり など 	<p>自然・生物に関する情報の整備 【整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> GISを用いた自然環境データベースの充実と細管理 など 		
<p>保全 地域固有の生態系の保全と利用 育成 自然環境に精通した人材の育成 創成 響灘・鳥がさえずる緑の回廊構想による響灘埋立地の緑の創成 利用 里地里山の持続的な利用 整備 自然環境調査の実施とデータベースの構築</p>	<p>多様な自然環境の保全 【保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 希少動植物の保護・保全対策の検討 特定種に対する保護・保全対策 外来生物の対策と適正な管理など 	<p>身近に自然を感じる都市づくり 【創成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境首都100万本プロジェクト 洞海湾の環境創造の推進 環境配慮指針の活用推進 など 							
<p>市民が育む自然 【育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境サポーター育成事業 環境教育・学習の促進、普及啓発など 	<p>市民と自然とのふれあいの推進 【利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人と野鳥が共存する環境づくり 農とのふれあいの場づくり など 	<p>自然・生物に関する情報の整備 【整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> GISを用いた自然環境データベースの充実と細管理 など 							
<p>第5部 戦略の推進のために</p>	<p>【主要施策】</p> <p>戦略の推進（市民との連携） 自然環境保全ネットワークの会による戦略の推進、進行管理</p>								

第 1 部 戦略策定の背景及び趣旨

第 1 章 戦略策定の背景と基本的事項

1 自然環境保全基本計画策定の背景等

(1) 自然環境保全基本計画策定前の自然環境保全に対する取り組み

北九州市では、昭和 30 年代半ばから昭和 40 年代半ばにかけての急激な経済発展の過程で起こった公害問題に対して、市民、企業、行政等の関係者が一体となって精力的かつ総合的な取り組みを行ってきました。その結果、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代には、本市の環境は劇的に改善されることとなりました。

このように、公害対策中心の施策に精力的に取り組んできた本市ですが、その一方で、緑豊かなまちづくりを目指し、都市緑化事業を推進するとともに、市域の約 4 割を占める森林の保全、瀬戸内海国立公園をはじめとする自然公園、風致地区、緑地保全地区の指定などを通じて、自然環境の保全にも力を注いできました。

これまでの本市における総合的な自然環境保全施策は、平成 8 年 3 月に策定した「アジェンダ 21 北九州」及び平成 13 年 1 月 1 日に施行された「北九州市環境基本条例」を根拠に「自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進」を主眼として推進しています。

しかしながら、自然環境保全の具体的な施策は、庁内の関係する部局が個別に、独自に、それぞれの立場で樹立した長期計画に基づき実施しています。

(2) 計画策定に向けての考え方

本市では、これまでも自然環境の保全に関する各種施策に取り組んできましたが、それぞれ個別に推進してきたことから、各部局での似通った事業の実施や同じような内容の施策が行われる結果となり、市としての統一的な方針や施策を展開する方向性を定める必要性が生じてきました。

また、近年は、里地里山の荒廃の問題、移入種による生態系の攪乱、希少種の保護・保全といった新たな課題の発生や自然とのふれあいを求める市民意識（欲求）の向上など、これまでの自然環境保全施策の枠を越えた新たな対策や取り組みが求められるようになってきています。

一方、国においても、平成 14 年 3 月に新・生物多様性国家戦略の閣議決定が行われ、我が国における自然環境施策の中長期的な方針が示されました。

そのような背景を踏まえ、これらの自然環境に関する施策や対策をより総合的に、かつ、計画的に取り組むために、また、新たな課題に対応するため、先行するこれまでのいくつかの計画を包含する新たな長期計画を策定することとしました。

(3) 計画を策定する上での主要課題

計画を策定する上で主要とされる課題は次の3点です。

自然環境の計画的な保全・活用、改善（修復）、復元（再生）に関するより総合的で、より長期的な自然環境行政方針の確立

当面の主要な課題である「希少種の保護」、「里地里山の保全」、「移入種による生態系の攪乱」、「小規模開発等に対する取り組み方針の具体化」についての基本的な考え方の整理

市民の自然とのふれあいに対する意識や欲求の高まりに対する対応方針の具体化

特に、市民や市民団体においては自然環境への理解の深まりや自然とのふれあいに対する要求の高まりに伴い、自主的積極的な自然環境学習や自然環境保全活動が次第に活発化してきています。

(4) 本市の特色を踏まえた計画の策定

現時点における本市の特色は、

産業面では、第2次及び第3次産業従事者が全体の約99%を占め、第1次産業従事者は1%にも満たない典型的な都市型の産業構造になっている。

このような状況の中で、新たな産業都市として生まれ変わるよう市の都市ビジョンとして、「産業・頭脳未来都市」「交流・物流拠点都市」を掲げ多くの施策を展開している。

その一方で、市全体に占める森林面積の割合が約40%にもなるなど、豊かな自然環境が残されている。

また、三方（西部、北部、東部）を異なる性質の海（響灘、関門海峡、周防灘）で囲まれており、臨海地域から内陸部（南部）にかけて、順に都市地域、中山間地域、山間地域と急激に自然度が高まっていく地理的条件を備えている。

このような本市の特色を生かした計画を目指すことが必要となります。

以上のような背景、本市の状況を踏まえ、市民・市民団体と行政が一体となり、「世界の環境首都」を目指した取り組みの一つとして、豊かな自然環境の保全と市民と自然とのふれあいを進めながら、“持続的発展が可能な都市づくり”を目指して、本市が取り組むべき基本的な自然環境保全計画を策定しました。

計画策定にあたっては、構想段階から市民・NPOとのワークショップを12回、市民フォーラムを3回、NPOとの意見交換を5回開催し、本市の自然環境の現況と課題や計画の構成などについて意見交換を行いました。また広く市民の意見を募集（パブリックコメント）し、更により専門的、総合的な見地から

議論を行うため、自然環境に精通している学識経験者等専門家からなる『北九州市自然環境保全基本計画検討委員会』を設置し、検討委員会を4回開催し、平成17年9月に「北九州市自然環境保全基本計画」を策定しました。

2 北九州市生物多様性戦略策定の背景等

(1) 戦略策定の経緯

平成20年6月に生物多様性基本法が施行されました。同法では、生物多様性国家戦略の策定が国の義務として規定されたほか、都道府県・市町村においても、国家戦略を基本として区域内における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を策定するよう努めなければならないことなどが規定されました。また平成22年10月には愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されることが決定し、生物多様性に関する国内外の関心も高まっています。

これらの状況を踏まえ、本市においては、既に策定している「北九州市自然環境保全基本計画」を改訂し、同法に基づく「生物多様性地域戦略」を策定することとしました。戦略策定にあたっては、「北九州市自然環境保全基本計画」の構成などの基本的な骨格を維持しつつ、施策の進捗や状況の変化を踏まえ、更に新たに取り組むべき施策を取り入れた戦略とすることとしました。

(2) 戦略が目指す望ましい環境の姿

「アジェンダ21北九州」では基本的方向の一つとして、“恵み豊かな自然が保全され、自然とのふれあいが確保されるまち”が示されていました。

「アジェンダ21北九州」の計画期間終了（平成17年度）に新たな環境基本計画として策定された「北九州市環境基本計画」（平成19年度）では政策目標の一つとして“豊かな自然環境と快適な生活環境の確保”が示されています。

「北九州市環境基本条例」では“自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進”のため、「市は、多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるとともに、動植物の生育環境等に配慮し、生物の多様性の確保に努めなければならない。」とされています。

また、「市は、市民が自然とふれあうことのできる場の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するために必要な措置を講じなければならない。」と規定されています。

さらに現在、公害の克服や環境国際協力、エコタウン事業を中心とした循環型社会づくりなど、これまで行ってきた様々な環境問題への取り組みの先に、これから目指すものとして、世界の環境首都の実現を掲げています。

この取り組みのスタートとして2004年10月9日、北九州市環境首都創造会議は、世界の環境首都グランドデザインを発表しました。

ランドデザインの基本理念は「真の豊かさにあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」で、この理念を実現するため、次の三つの柱を掲げています。

1 共に生き共に創る 2 環境で経済を拓く 3 都市の持続可能性を高める

これらの三つの柱に沿って、環境首都を創造していくために必要な原則を「北九州市環境行動10原則」としてまとめ、その原則の一つとして「自然と賢くつきあい、守り、育みます」を盛り込んでいます。

世界の環境首都の実現のために、自然環境分野で行わなければならないこと、また、求められていることを具体的な取り組みとしてまとめたものが、「北九州市生物多様性戦略」にあたります。

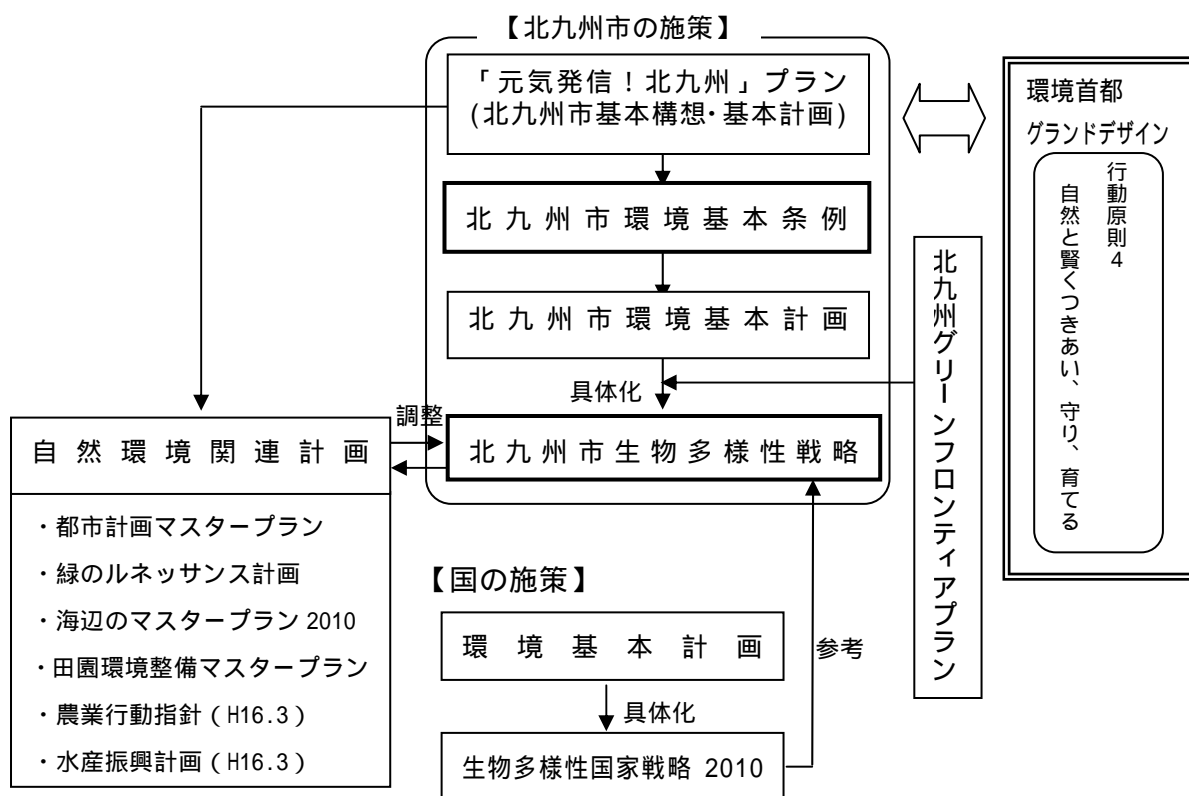
そのような状況を踏まえ、本戦略では、“都市と自然とが共生するまち”を、計画が目指す望ましい環境の姿とし（約5年後）、自然環境面からみた北九州市の環境像（将来像）としています。

「都市と自然とが共生するまち」とは、都市の中に自然があり、自然の中に都市があるというように、都市の機能と自然の機能が相方ともに発揮されるような、例えば、人工的な空間と自然的空間の調和がとれ、そこに暮らす人間の生活とあらゆる生物の生息や生育が共生できる、そして、市民の健康で安全な生活、持続可能な社会の構築が図れるようなまちづくりをイメージしています。

3. 戦略の基本的事項

(1) 戦略の性格

本戦略の位置づけは次のとおりです。



また、自然環境関連計画について「地域別・手法別に見た計画の対象領域」は次のとおりです。

	都市化された地域 [市街化区域等]	中間的地域 (都市と山間部の間) [市街化調整区域、 農業振興地域等]	山間部地域 [保安林、自然公園 区域等]
保全・活用	北九州市生物多様性戦略		
改善（修復）	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン 緑のルネッサンス計画 海辺のマスタープラン 	<ul style="list-style-type: none"> 田園環境整備マスタープラン 農業行動計画 	
復元（再生）	<ul style="list-style-type: none"> 2010 	<ul style="list-style-type: none"> 水産振興計画 	

(2) 戦略の目的

豊かな自然環境や生物の多様性を保ちつつ、持続的発展が可能な都市づくりを目指す基本的な計画として北九州市生物多様性戦略を策定します。

(3) 各主体の役割分担

本計画の推進に当たっては、市民、市民団体、事業者、行政は以下のような役割に沿って、自主的積極的に行動するものとします。

[市民の役割]

- ・人と自然との関わりについて理解を深めます。
- ・自然環境の保全・改善活動を通じて、本戦略の推進に協力します。

[市民団体の役割]

- ・一般市民の自然学習・自然環境教育を促します。
- ・自然環境の調査、研究を行い、実態を明らかにします。
- ・自然環境の保全、改善活動を通じて、本戦略の推進に協力します。

[事業者（行政の事業部局を含む）の役割]

- ・土地利用、開発行為に際して、自然環境保全に配慮します。
- ・自然環境保全、改善に寄与する技術開発、情報提供に努めます。
- ・自然環境の保全、改善活動を通じて、本戦略の推進に協力します。

[行政の役割]

- ・市民・市民団体、事業者との連携を図りつつ、本戦略を総合的に推進します。
- ・公共事業の実施に際して、自然環境保全に配慮します。
- ・市民・市民団体の自主的な自然環境保全、改善活動を支援します。

(4) 対象範囲

本戦略における環境要素の対象範囲は次のとおりとします。

- ・地形・地質、水象・水質、植物、動物、生態系、空（星空）
- ・自然景観、自然レクリエーション
- ・歴史・文化（自然環境に係わるもの）
- ・食（自然からの恵み、地産地消）

(5) 対象区域

本戦略における対象区域は次のとおりですが、海域については海岸に近い沿岸地域とします。

- ・北九州市全域
- ・生態的連続性の強い地域については、隣接市町との一体的取り組み

(6) 戦略期間

本戦略の計画期間は、平成 22 年度から同 26 年度までの 5 年間とします。

第 2 章 自然環境調査の背景

自然環境調査の背景については、本編をご覧ください。

第2部 自然環境の現状と課題

「自然環境の現状と課題」については、本編をご覧ください。

第3部 自然環境保全の基本理念

第1節 本戦略の基本理念

都市と自然との共生
～都市のなかの自然・自然のなかの都市～

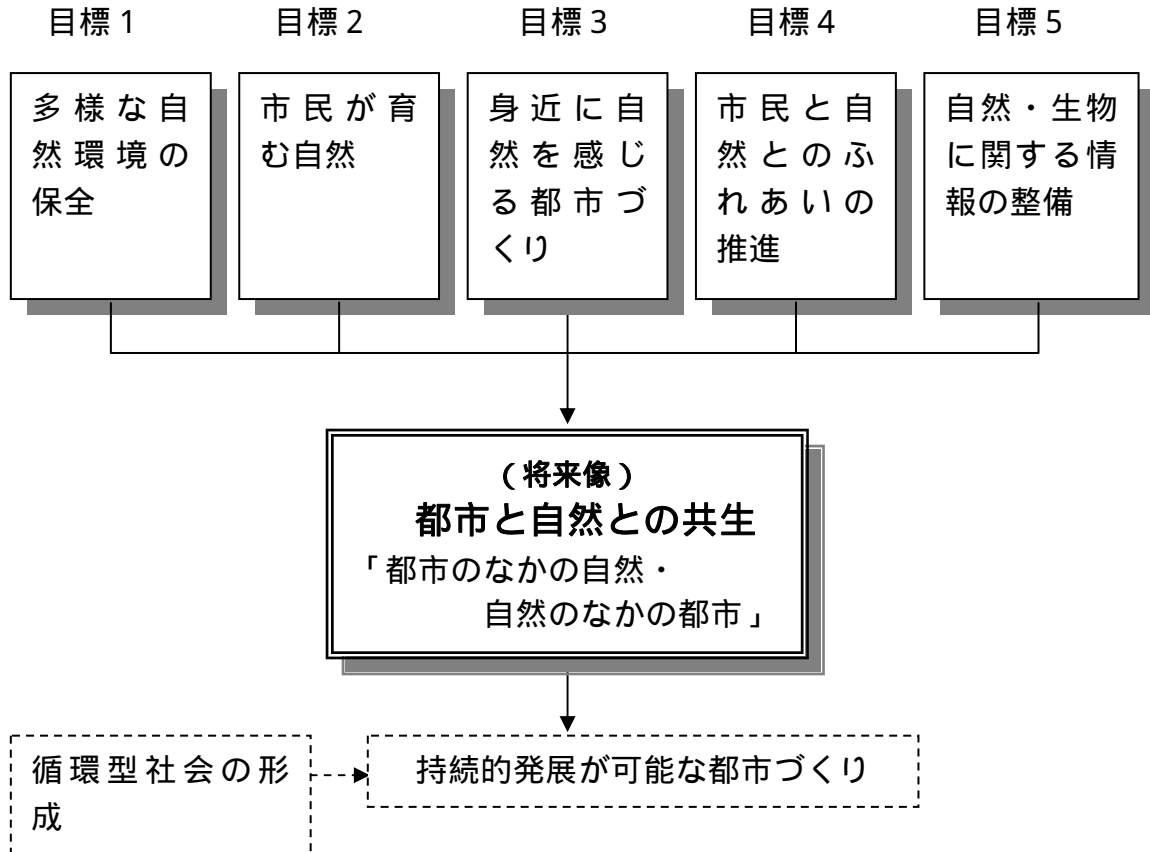
産業都市として発展してきた北九州市ですが、多くの自然環境が今も残されています。これらの自然環境を守っていくことは重要なことですが、産業の発展や私たちの豊かな生活を維持することも、また、必要なことです。

そのため、私たちが目指す本市の将来像としては、「都市の中に自然があり、自然の中に都市がある」というように、都市の機能と自然の機能が相反することなく相方ともに発揮されている、例えば、人工的な空間と自然的空間の調和がとれ、そこに暮らす人間の生活とあらゆる生物の生息や生育が共生できる、そして、市民の健康で安全な生活、持続可能な社会の構築が図れるようなまちづくりをイメージしています。

それらを実現するためには、本市の豊かな自然環境や自然の大切さを市民一人ひとりが認識し、より一層ふれあいを深めることで、生活の活力を支えるための都市環境づくりが必要になってきます。

第2節 本戦略の基本目標

自然環境面から見た北九州市の環境像(将来像)を実現するための基本目標として次の5点を設定します。



目標1「多様な自然環境の保全」

産業都市のイメージが強い北九州市ですが、実は、多様な生物が生息するなど大変豊かな自然環境に恵まれた都市でもあります。

本市の地域特性によれば、三方を異なる性質の海（響灘、関門海峡、周防灘）に囲まれ、臨海地域から内陸部（南部）にかけて、順に都市地域、都市・農村近接地域、農村地域、中山間地域、山間地域というように徐々に自然度が高まっていく特徴を持っています。また、地理的に九州の最北端に位置していることから、九州と本州との渡り鳥の飛行ルート上にもなっており、多くの野鳥も確認することができます。

このような多様な自然環境を保全していくとともに、河川や海域における自然環境の再生や臨海埋立地等における新たな自然環境の創出など自然が既に失われた地域において新たに自然を創造することが今の私たちには求められています。

自然の回復を成しうるものは、自然そのものがもつ回復力にあります。

このため、自然環境の再生に取り組む場合、人間は、自然の回復のきっかけに取り組むことが重要で、また、回復のプロセスの中で人が手を加える場合、あくまで補助的なものであるということを認識したうえで、時間をかけて慎重に取り組む必要があると考えます。

また、取り組みを開始した場合、これは長い年月を要する自然再生の始まりに過ぎず、この意味では、自然再生には、従来の「竣工＝事業（再生）」の完了という概念が当てはまらず、取り組み後のモニタリングやその結果に基づくフィードバックが重要と考えます。

目標2「市民が育む自然」

本市の自然環境を守っていくとともに、作り、育てていくためには、市民の理解と協力が欠かせません。そのためには、できる限り多くの市民に自然とのつきあい方、自然に対する正確な知識などを学んでもらい、それらを踏まえて、より良い環境づくりへの主体的な参加や日常生活の中で行うことのできる環境への配慮など自然保護に積極的に関わって欲しいと考えています。

さらに、次の世代を担う子供たちを中心に環境教育や環境学習を推進していくことも大切な施策の一つです。

目標3「身近に自然を感じる都市づくり」

都市の発展や豊かな生活を保っていくためには、開発行為や農林水産活動の実施が必要です。しかし、これらの行為の実施が自然環境に影響を及ぼすようでは、自然と調和がとれた都市づくりを目指すことにはなりません。

これからは、エコロードや多自然型河川、屋上・壁面緑化など、あらゆる分野で環境に配慮した公共事業の実施が求められています。また、安全・安心を求める市民にこたえる農林水産業の取り組みが必要であり、その結果、多くの自然・風景が維持されます。

自然は私たち人間に多くの恵みをもたらすものです。

そして、人間はその恵みを受けるため、自然と賢くつきあうことが極めて大切です。このことを基本に、自然の恵みとおいしいのある都市空間づくりを目指します。

目標4「市民と自然とのふれあいの推進」

市民と自然との豊かなふれあいの確保（活動や場の設定）を図るためには、身近な日常生活圏から非日常的な余暇活動圏に至るまで、自然とのふれあいのための場やその利用施設が適切に配置され、それらが有効に活用されるようにすることが重要です。そのため、自然とのふれあいの確保に当たっては、その対象となる自然の特性を損なうことなく維持させることが重要であり、自然環境の保全に十分配慮して推進する必要があります。

また、市民が自然と正しく楽しくふれあうためのルールづくりも必要です。

目標5「自然・生物に関する情報の整備」

本市の自然環境を守っていくためには、本市の自然環境の状態を常に把握しておくことが必要です。そのためには、身近に観察できる生き物や生息数が非常に少ない希少種、市外から侵入してくる外来種など多くの自然環境情報を収集し、整理し、蓄積しておくことが必要です。そして、それらの情報から少しでも早く自然環境の微妙な変化を確認することができれば、保全などの対策も素早くとれることとなります。自然環境情報を収集するためには、行政の力だけでは限界があります。市民やNPO、専門家など多くの方々の協力が欠かせません。

第4部 施策の展開

第1章 主要施策

第3部で掲げた5つの基本理念に沿って具体的な施策を展開しますが、その中でも次の5つの事業は、「リーディングプロジェクト」として、特に重点的に取り組んでいくこととします。

【5つのリーディングプロジェクト】

保 全	地域固有の生態系の保全と利用
育 成	自然環境に精通した人材の育成
創 成	響灘・鳥がさえずる緑の回廊構想による 響灘埋立地の緑の創成
利 用	里地里山の持続的な利用
整 備	自然環境調査の実施とデータベースの構築

第1節 地域固有の生態系の保全と利用

曽根干潟（小倉南区）は、希少な動植物が生息する場所として、また、多様な生物が生息する生態系が成り立っている価値の高い干潟として、全国的にも重要な干潟です。

干潟の自然環境は、そこに流れこむ河川、河川がたどる市街地や農地、さらには、その先にある森林、沖合いに広がる海、また、長期的なスパンでの気象の変化、さらには、人為的な影響等を受け、必然的に変化するものです。

そのために、干潟の変化を出来る限り把握し、科学の目をもって状況の変化に対応していくことが必要であると考えています。そこで、本市では、独自のモニタリングを行うとともに、環境省「モニタリングサイト1000」事業の調査結果の情報収集し、環境保全に努めていきます。

第2節 自然環境に精通した人材の育成

本戦略の推進に当たっては、市民やNPOの協力は欠かせません。

そこで、自然環境に関連した講座やフィールドワークを通じて、自然環境に対す

る正しい知識や自然との上手なつきあい方などの習得を目指した市民応援団「自然環境サポーター」を育成することで、戦略の円滑な推進を目指して、平成 17 年度から養成講座を実施し、平成 21 年度までの 5 年間（平成 21 年度）に 195 名のサポーターが誕生しました。

こうして、育成された「自然環境サポーター」は、里地里山での活動、希少種の保全活動、自然観察講座の運営補助など幅広い活動を行っています。

第 3 節 響灘・鳥がさえずる緑の回廊構想による響灘埋立地の緑の創成

「響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想」は、広大な埋立地である若松区響灘地区において、この地区がもつ産業用地としてのポテンシャルに「自然」という新たな視点を加えて、さらに、環境首都づくりの一環として、市民・NPO・産業界・行政等が一体となって、産業と自然が調和する先進の産業都市空間の形成を目指す基本的な構想として策定しています。

この構想に基づき、緑の回廊づくりと緑の拠点（ビオトープ）づくりが進められています。

第 4 節 里地里山の持続的な利用

小倉南区には数多くの農山村地域（里地里山）がありますが、若者が流出するなど高齢化や人口減少が進んでいます。それに伴って農地や山林が荒れ「日本のふるさと」とも言える美しい農村風景が失われようとしています。

一方、近年都市住民の間には、自然環境の中での生活やスローライフを希望する人は確実に増えてきていることから、自然とのふれあいを通じて心の豊かさを求められる場所として農山村地域が見直されています。

そこで、都市と農村の交流を促進することにより、今後も農山村地域の豊かな自然や文化を保全することにより、さらに活力ある地域とするプロジェクトを展開していくものです。

第 5 節 自然環境調査の実施とデータベースの構築

自然環境情報については、庁内関係各課や一部の NPO、専門家が個別に収集・整理しているものの、全体を体系的に整理したシステムはなく、自然環境の全体像の把握や一元管理が行われていない状態です。

そのため、緊急性を要する課題（例；希少種対策）や開発行為の際における適切な環境配慮への対応などが十分行われていないことも見受けられます。

そのような状況を踏まえ、本戦略では、基本理念の一つに『自然・生物に関する情報の整備』を掲げ、自然環境情報の体系的な整理、一元管理、最新情報の継続的な収集や蓄積、効果的な活用、一般への自然環境情報の公開などを目的としたデータベース（システム）を構築するものです。

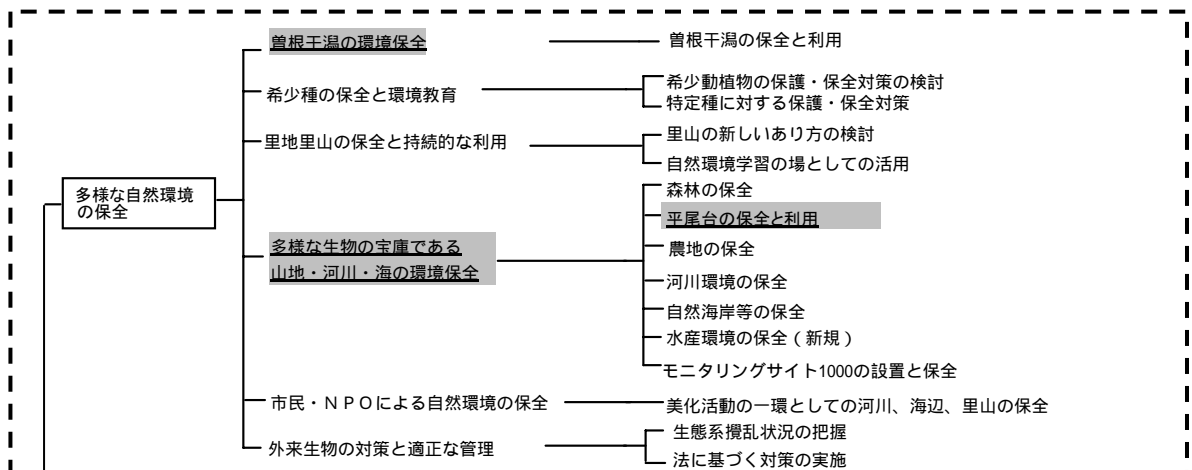
第2章 新たに取り組むこととなった施策

第1節 環境首都100万本植樹プロジェクト

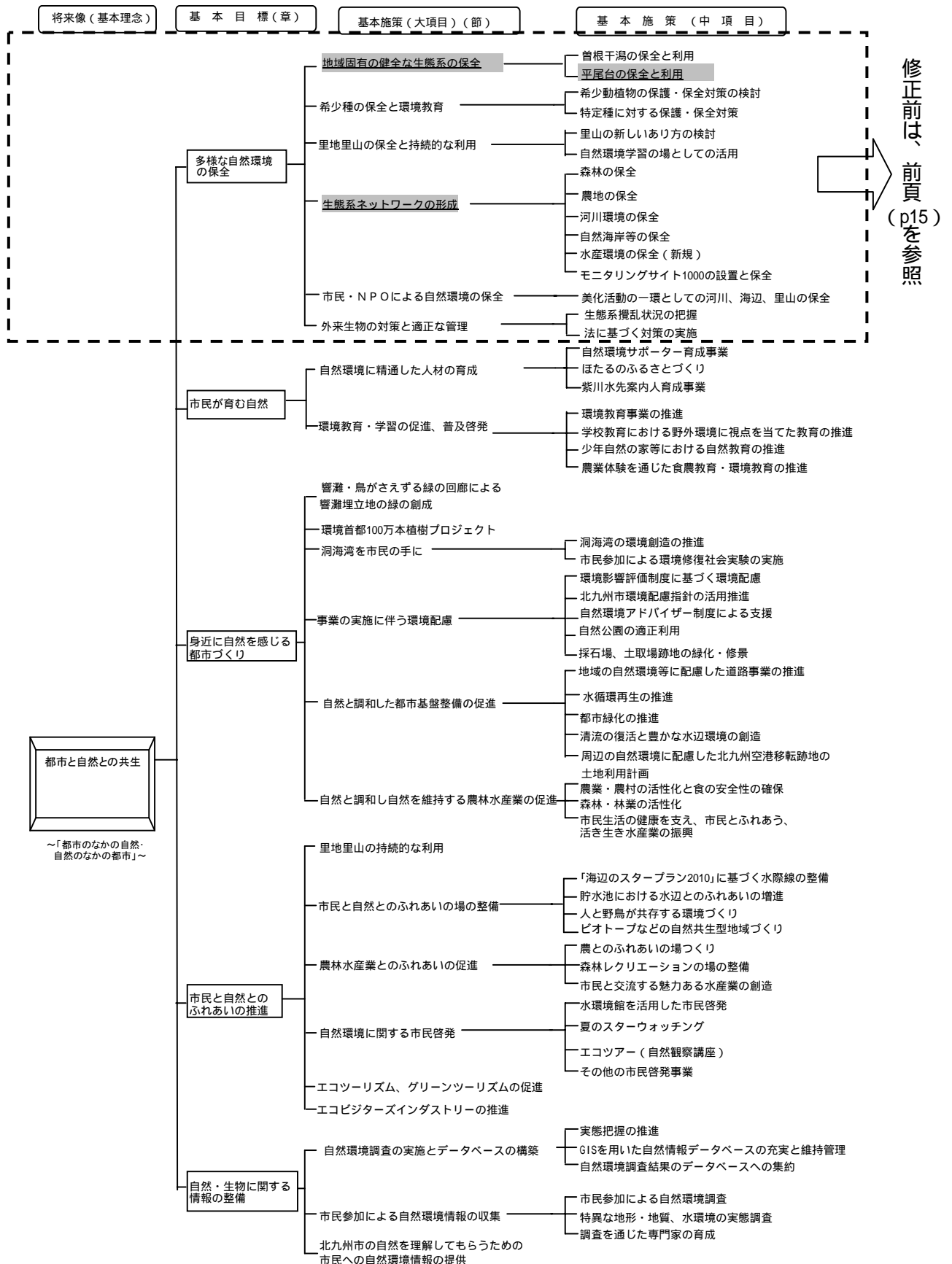
「地球温暖化を防ぐ」「うるおいのある街をつくる」「都市の中の自然、自然の中の都市をつくる」「市民の環境意識の高まりを育てる」を目的に、環境モデル都市推進第1号事業として平成20年10月、「環境首都100万本植樹プロジェクト～（愛称）まちの森」がスタートしました。“みんなで植えれば100万本！”を合言葉に、15年で100万本を目標として市民・企業・NPO・行政などさまざまな主体が市内各地に植樹を行っています。

本プロジェクトでは、市民、企業、NPO、行政などからなる「みどりネット」（みんなでどこかでりょっかネットワーク）を創設して、プロジェクトの推進を行っています。

（修正前）



パブコメ意見を踏まえ修正したものは、下線を引いてあります。



修正前は、前頁（p15）を参照

第5部 戦略の推進のために

本戦略は、市民やNPOと一緒に作り上げた北九州市自然環境保全基本計画を基盤としています。今後は、本戦略を推進するため、北九州市環境局を事務局として進行管理を行い、基本理念である「都市と自然との共生」の実現に努めていきます。

第1節 戦略の推進・進行管理の体制

本戦略は、パートナーシップの考えのもと、市民・NPO、事業者、学識経験者及び市で構成される「自然環境保全ネットワークの会」が推進するとともに進行管理してゆきます。

また、国や県など関係行政機関とも緊密に連携して行きます。（図5-1）。

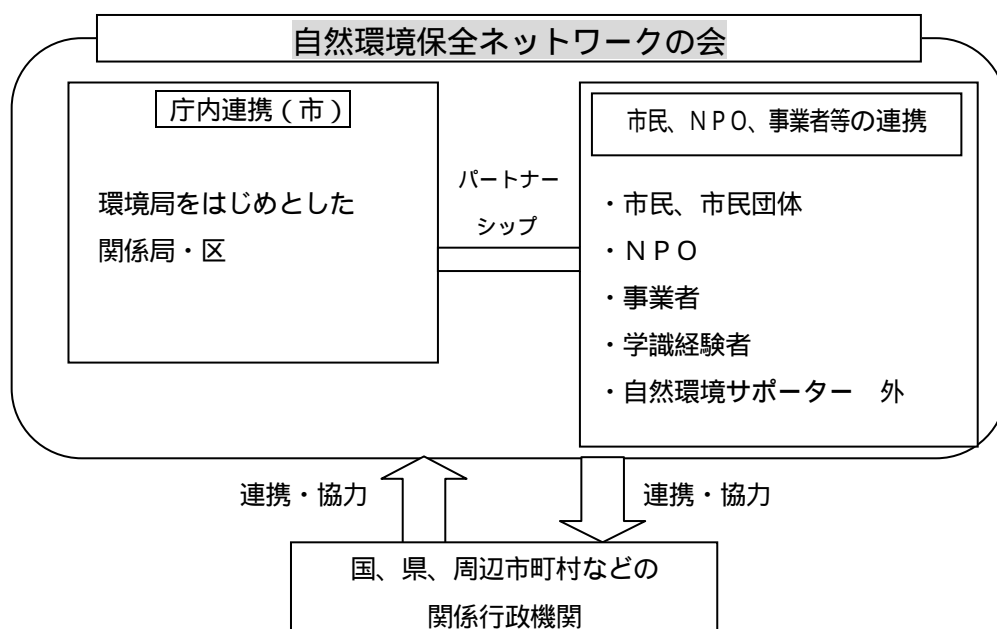


図5-1 推進体制図

自然環境保全ネットワークの会では、本戦略の目標の実現に向けて、市内部の各部局において取り組まれている自然環境の保全に関する施策が、より効果的、効率的に推進されるよう関係部局の連携を図ります。

また、各部局が実施する施策が本戦略で示す自然環境保全に向けた基本目標に沿っているか確認するとともに、事務局において部局間の連携がすすむように調整を行っていきます。

市民、NPO（団体）、事業者については、各々の主体が役割分担のもとに目標の実現に向けた取り組みを行い、市とのパートナーシップの考えのもと、戦略の推進に関して協力し意見交換等を行っていくものとしします。

更に、この組織には平成17年度より事業を開始した「自然環境サポーター育成事業」(第4部にて紹介)にて育成された市民応援団「自然環境サポーター」を加え、多くの市民の参画を求めています。

また、この組織の中に、工事に際し自然環境配慮方法等のアドバイスを行う「自然環境アドバイザー」を、学識経験者、市民・NPO、事業者等から選任し、工事主体からの求めに応じて、または必要に応じてアドバイスできる体制を整えています。

会の運営は、環境局環境モデル都市推進室を事務局として運営してゆきます。

第2節 戦略の進行管理のしくみ

戦略の進行管理は、自然環境保全ネットワークの会において、市民・NPO、事業者、学識経験者、市のパートナーシップによって行います。

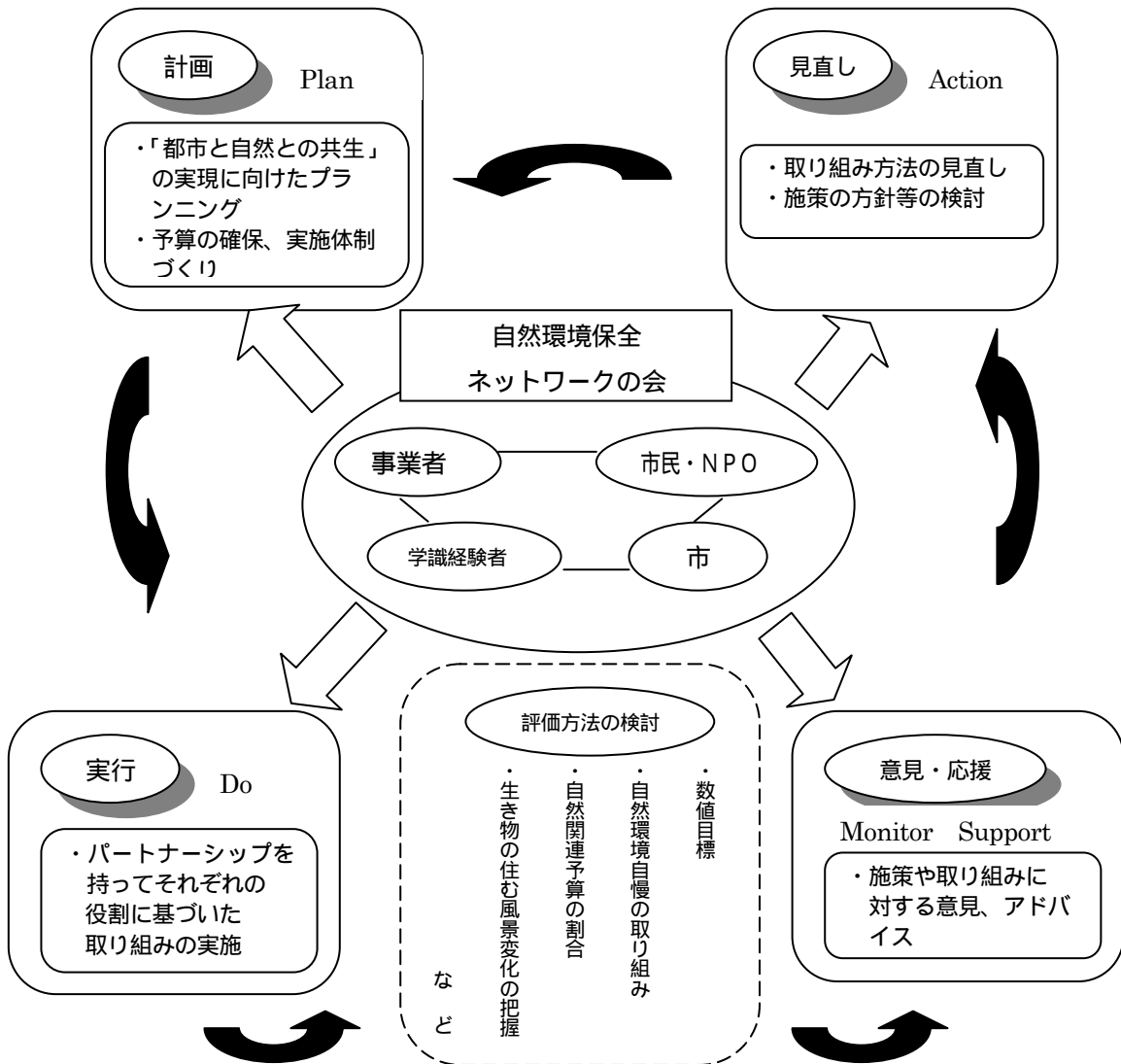


図5-2 戦略の進行管理のしくみ

第3節 財源の確保

本戦略の推進のために、個別の事業ごとに必要な予算の確保に努めます。

第4節 戦略の見直し

本戦略の期間は、平成22年度から同26年度までの5年間ですが、意見交換の結果などを踏まえて、必要に応じて施策の見直しなどを行います。戦略の効率的な運用のため、施策の間での調整や進行管理のしくみも見直しも行います。